



北海道庁業務継続計画

[第3版]

令和2年3月

北 海 道

目 次

第 1	総 則	
	1 業務継続計画策定の意義と目的	1
	2 地域防災計画との関係	2
	3 業務継続の基本方針	3
	4 本計画の対象機関	3
	5 本計画の発動	3
第 2	想 定 災 害	
	1 想定する地震	4
	2 札幌市直下型地震の被害想定	6
	3 想定する洪水	7
	4 想定する大規模停電	7
第 3	非常時優先業務の選定	
	1 業務影響分析の評価	8
	2 非常時優先業務の選定	8
	3 非常時優先業務の目標着手時期	9
	4 非常時優先業務以外の通常業務	9
	5 各部局等の取組み	9
	別表 1 各部局等の設定イメージ	10
	別表 2 危機管理班の時系列活動表	11
	別表 3 通常業務の仕分け	12
第 4	業務執行体制の確保	
	1 職員の動員配備	13
	2 参集可能人員	17
	3 安否確認	19
	4 職員の応援体制	19
	5 職員権限の代行	19
	6 職員の健康管理	19
第 5	業務執行環境の整備	
	1 本庁舎等に及ぼす影響	20
	2 本庁舎等の点検	20
	3 本庁舎等の機能確保	20
	4 本庁舎等の代替施設	22
第 6	計画の継続的な改善	
	1 研修・訓練等	24
	2 継続的な改善	24
	別表 4 実施する訓練等	25
	【資料】着手目標時期別の非常時優先業務 (各部局等別)	27

第1 総 則

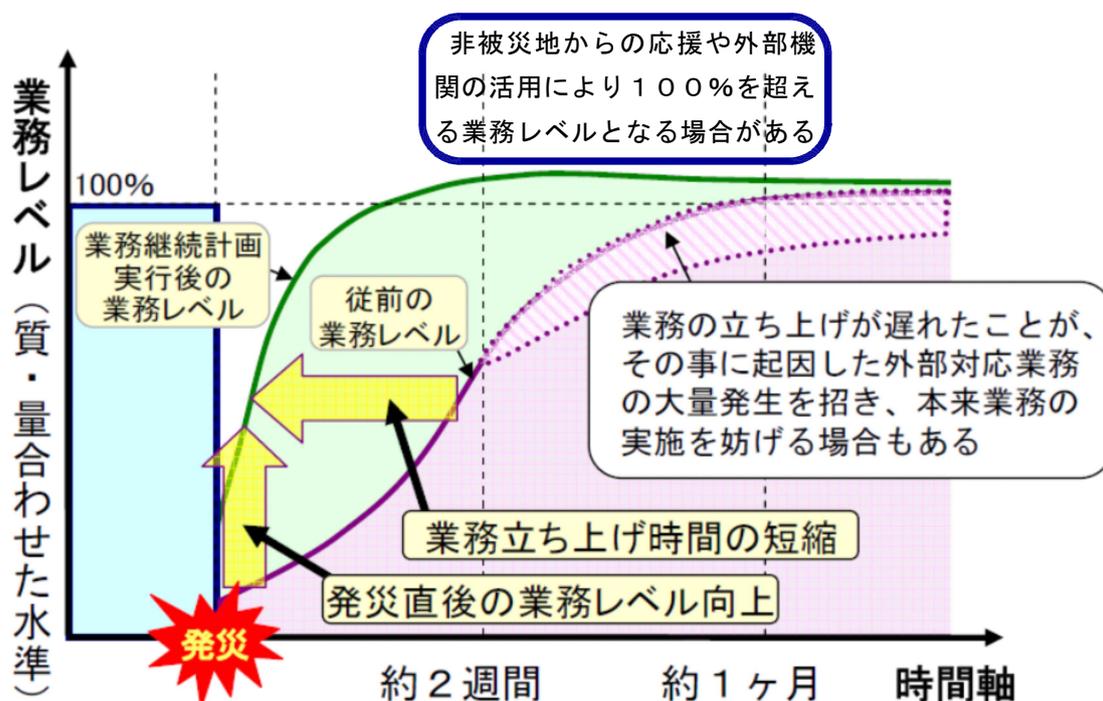
1 業務継続計画策定の意義と目的

地震をはじめとする大規模災害等により道民生活に深刻な影響を与える非常事態が発生した場合、行政組織としての道自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

「北海道庁業務継続計画」（以下「本計画」という。）は、札幌市内に大きな被害をもたらす大地震等に備え、非常事態時に、道庁各部局等において実施すべき応急業務（注）及び継続の優先度の高い通常業務を「非常時優先業務」と位置付ける（図2参照）とともに、非常時優先業務の業務継続に必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図ることを目的とした計画である（図1）。

（注） 応急業務・・・「北海道地域防災計画」（災害対策基本法第40条）等や各部局等で整備している「災害対策実施要領」等（北海道災害対策本部運営要領3の(1)）に基づいて実施する「災害応急対策業務」及び早期実施の優先度の高い災害復旧・復興業務等

（図1）業務継続計画の作成による業務改善のイメージ

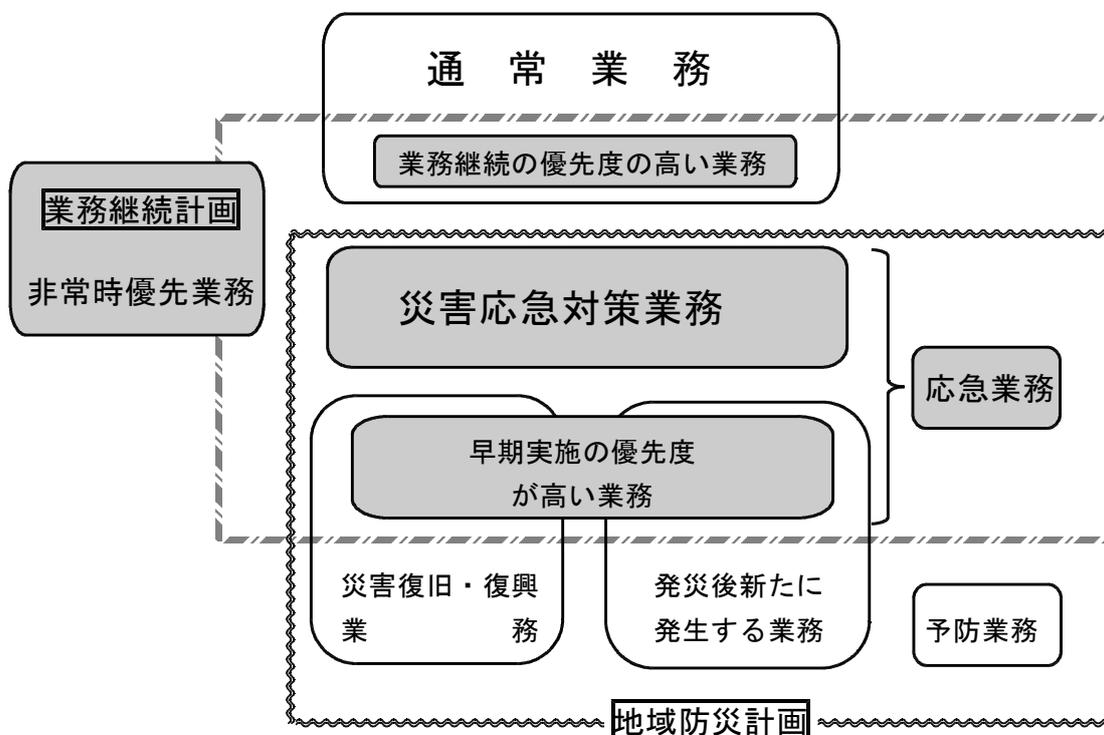


2 地域防災計画との関係

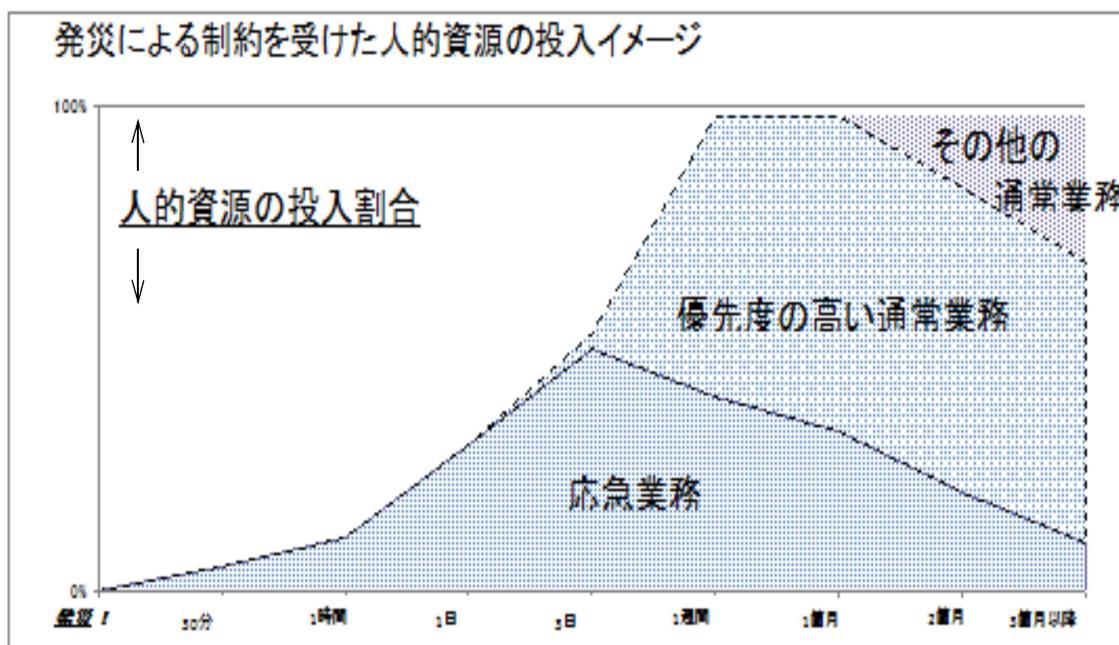
地域防災計画は、道や市町村、防災関係機関が連携して実施すべき災害に対する予防、応急、復旧、復興業務を総合的に示す計画であるのに対し、業務継続計画は、道が非常事態時に優先的に取り組むべき業務を非常時優先業務として、あらかじめ抽出し、制約された資源を効率的に投入することで、非常時優先業務遂行の実効性を確保するための計画である（図2、図3）。

	地域防災計画	業務継続計画
主 体	道、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関	道
目 的	道内における災害の予防、応急、復旧、復興対策を実施することにより、道民の生命、身体及び財産を保護するための必要な事項を定める。	非常事態に備え、人員やライフラインなどが制約された状況下で、非常時優先業務を特定するとともに、業務継続のための業務資源の確保、配分等について必要事項を定め、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図る。

（図2）業務継続計画と地域防災計画の対象業務



(図3)



3 業務継続の基本方針

- (1) 道民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、災害応急対策業務を中心に、非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時優先業務を継続実施できるよう、必要となる人員、資機材、庁内相互連携体制等を確保するため、業務継続の優先度の高い業務以外の通常業務については、一時的に休止・縮小する。
- (3) 業務継続の優先度の高い業務以外の通常業務は、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

4 本計画の対象機関

本計画の対象となる機関は、本庁舎及び別館庁舎に入居している本庁各一部局。ただし、別館庁舎に入居している企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び教育庁（以下本庁各一部局を含め「各一部局等」という。）を対象として加える。

5 本計画の発動

- (1) 札幌市内に震度6弱以上の地震が発生した場合に本計画は自動的に発動することとし、震度5強以下の地震及びその他の災害等が発生した場合においても、知事の判断に基づき、本計画を発動するものとする。
- (2) 本計画が発動された場合は、他の計画等に優先して適用されるものとする。
- (3) 知事は、通常業務体制への復帰を判断したときは、その旨の指示を行うものとする。